

「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」及び、「同適用指針（案）」に関するコメント

平成 18 年 12 月 22 日
あずさ監査法人
四半期開示検討プロジェクト

平成 18 年 11 月 1 日付で公表されました、「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用新（案）」について、あずさ監査法人の監査実務従事者のグループにて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出します。

検討グループのメンバーは以下のとおりです。
公認会計士 斎藤昇、轡田留美子、九鬼聡、倉田知子

なお、このコメントに関するお問い合わせは、あずさ監査法人 業務管理部
(Tel:) 斎藤昇又は、轡田留美子までお願いします。

1. 税金費用の簡便法に関して（基準第 14 項ただし書き、適用指針第 16、17 項）

中間の税効果簡便法は基準第 14 項ただし書き、適用指針第 19 項が該当すると思うが、いずれも簡便法という名称が使用されていない。

一方で適用指針第 16 項、第 17 項で簡便的な取扱いという用語が用いられているが、第 16 項は加減算項目等の限定、第 17 項は回収可能性の判断を示しており、中間の税効果簡便法と内容が異なっている。

無用の誤解を避けるため、結論の背景等で両者区別を明らかにしてはどうか。

2. 持分プーリング法を適用した企業結合における期首から企業結合日までの取扱いの注記に関して（基準 19 項(17)②イ、25 項(16)②イ）

開示関連の規則で議論すべき論点かもしれないが、適時性の観点から 45 日以内での開示が求められているため、影響額の算定を行うことが実務上困難な場合を想定して、影響額の記載に替えて、その旨及びその理由の開示が求められていると思われるが、この部分について、時間的制約がなくなる翌四半期における開示についても、追加検討してはどうか。

3. セグメント情報に関して（基準 19(7)、56 項）

セグメント別資産金額に著しい変動があった場合には、その概要を開示することとされているが、比較可能性を高めるために、前連結会計年度末の資産金額も開示することとしたほうがよいのではないか。

（前連結会計年度末の資産金額については、有価証券報告書による開示が行われているため、両者を比較すれば検討は可能だが、四半期財務諸表自身での開示の必要性についても検討いただきたい。）

4. 四半期決算手続に関して（基準 40 項）

基準 40 項において、四半期決算手続として、「四半期単位積上げ方式」、「累計差額方式」、「折衷方式」のすべてが容認されており、その選択は財務諸表作成者に委ねられている。四半期決算手続の方式の選択も、会計処理の方法の選択の一つであると考えられるため、どの方式を選択したかを開示し、かつ処理方式の継続性を求めることが必要だと思われるかどうか。

5. 会計の処理方法と処理方式の対応関係の整理について（基準 44 項等）

基準 44 項において、有価証券の減損処理等における切放し法の考え方と、四半期積上げ方式については、その性格上整合的であると言明しつつ、関連諸制度との整合性を考慮し、洗替え方式も容認するとしている。

このように会計上の性格とは別の議論で容認が行われているため、実務の混乱を避けるためにも、対応関係を示した上で、何がどこまで容認されるのかについて、適用指針等で記載してはどうか。

また、基準 44 項では、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」の一部改正が必要となる点記載されているが、どの部分の改正を検討しているのか明示いただきたい。

（なお、金融商品会計に関する Q & A の Q31 のことであれば、中間決算における、年度決算との関係に関する取り扱いであり、四半期会計基準との直接的な関係はないと思われる。）

6. 有価証券の減損処理に対する切放し法と洗替え法に関して（適用指針 4 項）

四半期決算と年度決算の関係が明示されていない現状において、四半期決算で切放し法を採用している場合の、年度の財務諸表における整合性はどうするのが不明確なため、考え方を整理のうえ、追加記載を検討してはどうか。

（第 3 四半期の切放し法適用後簿価を使用して、年度決算の減損判定（評価損益の算定）を行うのか、四半期決算における切放し法適用後の簿価とは関係なく、年度は前期末簿価を基準とした切放し法による評価を行うのか、適用上の混乱が予想される。）

7. 棚卸資産の簿価切下げにあたっての簡便的な会計処理に関して（適用指針 9 項、87 項）

収益性が低下していることが明らかな棚卸資産についてのみ、簿価切下げを行うことが『できる』とされているが、この記載の場合、当該処理は容認規定であるとの誤解を与える可能性があると思われる。

本来の規定趣旨は、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、簿価切下げを行う必要があるが、四半期決算においては、収益性が低下していることが明らかな棚卸資産についてのみ、簿価切下げを行えば『足りる』ということであると思われるため、表現を修正してはどうか。

8. 未実現利益の税効果に関して（適用指針第 22 項）

四半期で未実現利益の消去に伴う一時差異の税効果は、日本公認会計士協会の「中間財務諸表等における税効果の適用に関する Q & A」の Q11 と同じ考え方を採用すべきか記載する必要があると思われるがどうか。（四半期の場合、中間よりも課税所得が少ないケースが多いので、影響が大きいと考えられるため。）

9. 退職給付引当金に関して（適用指針 24～26、96～98 項）

退職給付費用の期間按分に関して、会計基準変更時差異の費用処理方法についても言及したほうがよいのではないか。

10. 未実現利益の消去（適用指針第 30 項、101 項）

損益率については記載されているが、四半期末在庫高に占める連結会社からの仕入在庫の金額については言及されていない。適用指針第 28 項、29 項によれば、簡便的な差異調整を認めているので、中間連結作成基準注解（注 2）と同じ取扱いとは思いますが、28 項、29 項、100 項、101 項から読み取るとは困難と思われるので、101 項に考え方を追加することを検討してはどうか。

11. 会計処理を変更した場合の影響額の取扱いに関して（適用指針 34～36 項）

「資本連結をやり直さないなど適当な方法による概算額」との記述について、文脈から意味を読み取ることが難しいため、追加説明を記載していただきたい。

12. セグメント情報における会計処理を変更した場合の影響額の記載方法に関して（適用指針 41、46、49 項）

セグメント情報においても、変更影響額の開示が求められているが、当該影響額の開示には、会計基準 19 項(3)(4)で求めるものと同様、首尾一貫性の影響を含めた開示が求められているのか、明確に記載すべきと考えるがどうか。

13. 株主資本の著しい変動に関して（適用指針 65 項）

適用指針 65 項において、「株主資本の金額に著しい変動があった場合」の著しい変動の有無は、前年度末の金額と比較して判断するものとしてされているが、同時（もしくは短期間の間）に行われる場合の、自己株式を取得・処分等、純額では株主資本の金額に変動はない取引に関する取扱いについても、追加記載してはどうか。

14. 適用指針第 88 項なお書き

配賦区分をより大きな単位とすることを認めるものであるが、例示にある種類別セグメントを超えない程度とは区分が大きすぎるので、工場単位としてはどうか。また、いずれにして

も程度問題であり、適用指針で例示する必要もないと考えるので、削除も併せて検討してはどうか。

15. 設例作成について（該当なし）

今回の公開草案公表にあたって公表されている「本公開草案の概要」に記載されている【参考1】【参考2】について、基準又は適用指針における【設例】として正式に記載してはどうか。

特に、【参考2】に記載されている、「第2四半期以降に自発的に重要な会計処理及び手続を変更した場合における影響額の記載」については、影響額算定の方法が複雑なため、設例による解説を明示ねがいたい。

16. レビュー基準との関係（該当なし）

会計基準とは直接関係しない論点とも思われるが、以下の点、どのように考えて会計基準の作成を検討しているのか、結論の背景等において記載いただきたい。（レビューの実施者たる会計士としては、不安に思うところもあるため。）

【記載要望内容】

31項において「適時性に係る強い制約がある」との記載はあるが、レビュー基準との関係で作成者が四半期財務諸表について一般的に何日程度で作成を行い、監査人に提出、監査人がレビューを何日程度で実施するというスケジュール・工程を想定して基準を作成しているのか、その前提条件等について結論の背景等に記載ねがいたい。

以上